

解体工事業の登録の手引き

令和4年9月改訂
宮城県土木部事業管理課

解体工事業を営もうとする場合、当該業を行おうとする区域（工事を施工する区域）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

ただし、建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業（※）の3種類のいずれか）を有している場合は、登録の必要はありません。

目次

第1部 解体工事業登録の概要

1	解体工事業の登録とは	1頁
2	登録の有効期間	2頁
3	登録のための要件	2頁
4	登録の手続き	4頁
5	登録を受けたあとは	7頁
6	変更届の提出	8頁
7	登録の更新	9頁
8	廃業等の届出	9頁
9	建設業許可を取得した場合	9頁

第2部	記載例と記載要領	10頁
-----	----------	-----

※ 登録申請を行う場合は、事業管理課建設業振興・指導班に直接持参してください。

第1部 解体工事業登録の概要

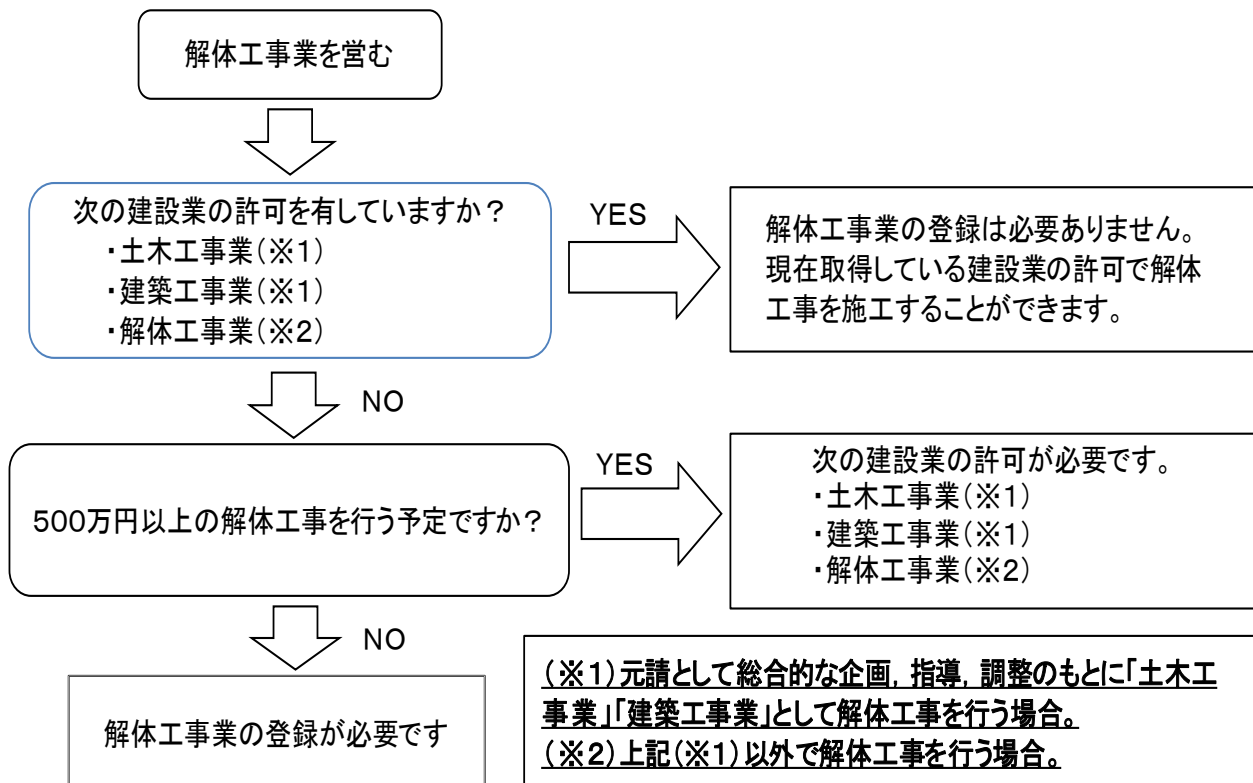
1 解体工事業の登録とは

解体工事業を営もうとする場合、当該業を行おうとする区域（工事を施工する区域）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「法」という。）第21条第1項）。したがって、複数の都道府県で解体工事を行う場合には、当該工事を行うそれぞれの都道府県知事の登録を受ける必要があります。

なお、建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業（※）の3種類のいずれか）を有している場合は、登録の必要はありません。

- ・「解体工事」とは：建築物その他の工作物（以下、「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事
- ・「解体工事業」とは：建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を請け負う営業（解体工事部分は自ら施工せずに他の者に請け負わせる場合であっても、その建設工事を請け負った者自身が「解体工事業を営む」こととなります。）

【解体工事業登録の要否】



2 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。

引き続き解体工事業を営む場合、5年ごとに登録の更新が必要です。(P.9参照)

3 登録のための要件

解体工事業の登録を受けるためには、下記の要件が必要です。

- ① 技術管理者を選任すること
- ② 登録拒否事由に該当しないこと

① 技術管理者

技術管理者とは、解体工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者を言います。解体工事業者は、解体工事を施工するときには、技術管理者に解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければなりません(法第31条、第32条)。技術管理者になるためには、次の表Ⅰ、Ⅱのいずれかの基準に適合するものでなければなりません。技術管理者は、登録の際に複数名登録できます。

Ⅰ. 国家資格等を有する方(次のいずれかに該当する場合)

資格・試験名	種 別
建設業法による 技術検定	① 1級建設機械施工
	② 2級建設機械施工(種別「第1種」又は「第2種」に限る)
	③ 1級土木施工管理
	④ 2級土木施工管理(種別「土木」に限る)
	⑤ 1級建築施工管理
	⑥ 2級建築施工管理(種別「建築」又は「躯体」に限る)
建築士法	⑦ 1級建築士
	⑧ 2級建築士
職業能力開発促進 法による技能検定	⑨ 1級とび・とび工
	⑩ 2級とび (2級とびの技能検定合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験を有する者)
	⑪ 2級とび工 (2級とび工の技能検定合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験を有する者)
技術士法	⑫ 技術士(2次試験のうち建設部門に合格した者に限る)
国土交通大臣が指 定する試験(注)	⑬ 解体工事施工技士

(注) 国土交通大臣が指定する試験とは、(公社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技士試験。

II. 実務経験を有する方（次のいずれかに該当する場合）

学 歴 等	解体工事の実務経験年数	
	通 常	講習(注2)受講者
一定の学科(注1)を履修した大学・高専卒業者	2年以上	1年以上
一定の学科を履修した高校卒業者	4年以上	3年以上
上記以外の場合	8年以上	7年以上

(注1) 一定の学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

(注2) 講習とは、（公社）全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。

② 登録拒否事由

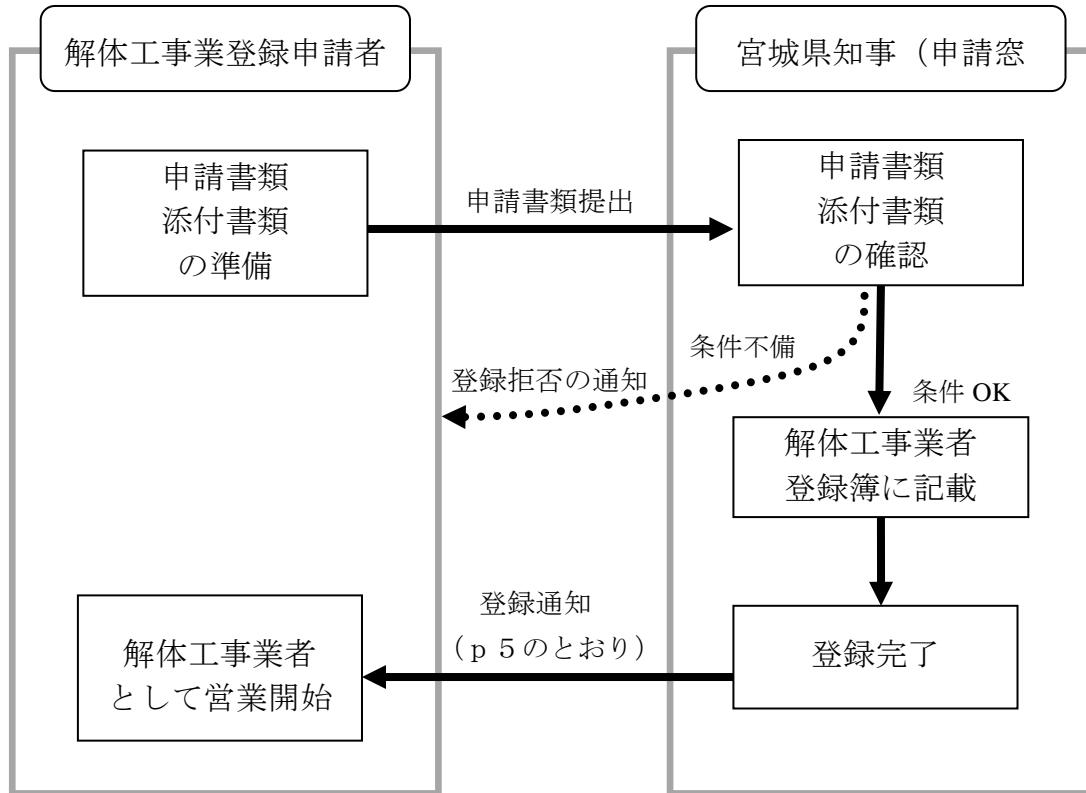
登録申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があるとき、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、又は下表のいずれかに該当するときには、解体工事業の登録を受けることはできません（法第24条第1項）。

1. 解体工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から、2年を経過しない者
2. 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であり、かつその処分のあった日から2年を経過しないもの
3. 事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
4. 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
5. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6. 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が上記1～5又は下記7のいずれかに該当するもの
7. 法人の場合で、役員のうち上記1～5のいずれかに該当する者があるもの
8. 法第31条に規定する者（技術管理者）を選任していない者
9. 上記5に該当する者その事業活動を支配する者

4 登録の手續

(1) 登録手續の流れ

申請から登録に至るまでの流れは、次のとおりです。



※標準処理期間（書類に不備等がない場合）：8日（土・日・祝日及び年末年始を除く）

(例)

事 管 第 ○ ○ 号
年号○年○月○日

○○○○○ 殿

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

解体工事業の登録について（通知）

年号○○年○月○日付けで申請のありましたこのことについては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第23条第1項の規定により、下記のとおり登録しました。

記

登録番号 宮城県知事（登一○○）第○○号
登録年月日 年号○年○月○日

（注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：年号○年○月○日
（この日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）

担当：土木部事業管理課
建設業振興・指導班
電話：022-211-3116

(2) 提出書類（新規・更新）

解体工事業の登録を受けるには、下記に示す申請書類を、知事に提出する必要があります。

提出部数 : 2部（正本及び副本（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧（新規・更新）】

	提出書類	様式	備考
1	登録申請書	様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄には、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	誓約書	様式第2号	登録申請者（法人の場合は役員全員、未成年者の場合は法定代理人（法人の場合は当該法人及びその役員））が登録拒否事由に該当しないことを誓約する書類
3	技術管理者(選任した技術管理者の資格を証するものとして、下記のうち該当するもの)		
	資格者証の写し	—	国家資格等を有する場合 ※原本も提示願います。
	講習の受講証明書	—	講習を受講した場合
	卒業証明書	—	一定の学科を履修した学校を卒業した場合
	実務経験証明書	様式第3号	解体工事に関する実務経験を有する場合
4	登録申請者の調査	様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は役員全員と法人自体について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）について作成
5	登記事項証明書 (発行後3か月以内のもの)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合提出 ・申請者が未成年者の場合で法定代理人が法人の場合提出
6	住民票抄本 (発行後3か月以内のもの)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は本人と技術管理者のもの ・法人の場合は役員全員と技術管理者のもの ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）のもの
7	委任状	—	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 各申請書類の記載方法は、「第2部 記載例と記載要領」を参照してください。
- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

(3) 申請手数料

登録申請に必要な手数料は、下表のとおりです。

宮城県収入証紙を登録申請書〔様式第1号〕の所定の位置に貼付してください。

新規	33,000円
更新	26,000円

(4) 申請書類の提出先

登録申請書類は下記のところへ直接持参してください。

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 (県庁8階南側)
電話：022-211-3116 / F A X : 022-211-3292
受付時間：午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

5 登録を受けたあとは

① 標識の掲示

解体工事業者は、営業所及び解体工事の現場ごとに、下記の標識を公衆の見えやすいところに掲げなければなりません(法第33条)。

別記様式第7号(第8条関係)

解体工事業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	宮城県知事(登一)第 号
登録年月日	平成 年 月 日
技術管理者の氏名	

備考
技術管理者の氏名は、解体工事現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

② 帳簿の備付け等

解体工事業者は、請け負った解体工事について1件ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません(法第34条)。帳簿には、解体工事の請負契約書あるいはその写しを添付してください。帳簿はCD-ROM等の光学ディスクやFD等の磁気ディスクで記録することも可能です。

なお、この帳簿は、事業年度の最終日に閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

別記様式第8号(第9条関係)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号() 電話番号()
施行場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る技術管理者の氏名	

6 変更届の提出

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に変更事項を知事に届け出る必要があります（法第 25 条第 1 項）。

なお、変更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

- ・ **提出書類** : 変更届出書〔様式第 6 号〕
- ・ **提出部数** : 2 部（正本及び副本（写し）（受付印を押印後返戻します））

【添付書類一覧】

変更する登録事項		添付書類
名称・氏名及び住所(個人)		・住民票抄本（発行後 3 か月以内のもの）
商号・名称及び住所(法人)		・登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）
営業所の名称及び所在地		・登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの） （商業登記の変更を必要とする場合のみ）
役員	就任	(1)登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの） (2)新たに役員となる方の住民票抄本 （発行後 3 か月以内のもの） (3)誓約書〔様式第 2 号〕 (4)新たに役員となる方の略歴書〔様式第 4 号〕
	退任	・登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）
	代表者	・登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）
解体工事業者が未成年者の場合の法定代理人		(1)新たに法定代理人となる方の住民票抄本 （発行後 3 か月以内のもの） (2)誓約書〔様式第 2 号〕 (3)新たに法定代理人となる方の略歴書〔様式第 4 号〕
技術管理者		(1)新たに選任された技術管理者の住民票抄本 （発行後 3 か月以内のもの） (2)新たに選任された技術管理者が、技術管理者の資格を有していることを示す書類 （資格証（※原本も提示願います）, 実務経験証明書〔様式第 3 号〕等）※P.5参照

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・ 代理申請の場合は委任状を添付願います。

7 登録の更新

登録の有効期間は5年間です。引き続き解体工事業を営む場合には、登録の満了する30日前までに、登録更新の申請を行ってください。更新申請は、登録の満了する3か月前から受付しております。更新手続を行わないまま有効期間を経過した場合、登録は効力を失います（法第21条第2項）。

更新手続を失念し、登録が失効した場合、更新手続はできません。引き続き解体工事業を営みたい場合は、登録の新規申請を行ってください。

なお、更新時の提出書類については、新規申請の場合と同じです。（P.6参照）

8 廃業等の届出

登録期間中、下表のいずれかの事項に該当することになったときは、その日から30日以内に解体工事業の廃止の旨を届け出る必要があります（法第27条第1項）。様式は任意ですが、変更届出書〔様式第6号〕の様式を使用してもかまいません。

なお、廃止の後は解体工事業の営業を行うことはできませんが、廃止前に契約を締結したのものに関してはこの限りではありません（法第29条第1項）。

廃業等の届出事項	届出者
死亡した場合（個人）	相続人
法人が合併して消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合	清算人
登録を受けていた都道府県内で解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人 解体工事業者であった法人を代表する役員

※ 個人事業者が法人化した場合は、個人の廃業届を提出した後、新たに法人として登録する必要があります。

9 建設業許可を取得した場合

登録期間中、新たに建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業（※）の3種類のいずれか）を取得したときには、解体工事業の登録は効力を失います（法第21条第5項）。この場合は速やかに、取得した建設業許可番号等を事業管理課までお知らせください。

第2部 記載例と記載要領

記載例

様式第1号	解体工事業登録申請書	11頁
様式第2号	誓約書	13頁
様式第3号	実務経験証明書	14頁
様式第4号	登録申請者の調書	
	法人の場合の「法人の役員」	15頁
	法人の場合の「本人」	16頁
	個人の場合の「個人」	17頁
様式第6号	解体工事業登録事項変更届出書	18頁
様式第7号	解体工事業者登録票（標識）	19頁
様式第8号	帳簿	20頁

記載要領：	21頁
-------	-----

記載例

別記様式第1号（第3条関係）

（表面）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">該当しない方を二重線で消す</div>		<h2>解体工事業登録申請書</h2>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">証紙はり付け欄 (消印してはならない。)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">記入しない</div>	
登録の種類	新規・ 更新		※登録番号	宮城県知事（登一）第		号	
			※登録年月日	令和	年	月	日
<p>代理申請の場合、申請者欄に連名の上、委任事項がわかる書類（委任状等）を提出ください。委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。なお、代理人の押印で可とする取扱いは、別記様式第1号「申請者」欄及び第6号「届出者欄」のみとします。</p> <p>より、解体工事業の登録の申請をします。 令和3年6月1日 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 株式会社 みやぎ解体 申請者 代表取締役 宮城 太郎 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1 宮城行政書士事務所 行政書士 仙台 次郎</p>							
フリガナ 商号、名称又は氏名		カギカイヤ ミヤギカタイ 株式会社 みやぎ解体		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は会社名 ・個人の場合は本人の氏名 （個人で屋号を登録する場合は、屋号+氏名） </div>			
住所		郵便番号（980-8570） 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話番号（022）211-0000					
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名		ミヤギ タロウ 宮城 太郎		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">個人の場合は記載不要</div>			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等							
フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）		フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）			
ミヤギ タロウ 宮城 太郎	取締役社長（常勤）		ミヤギ イチロウ 宮城 一郎	取締役常務（常勤）			
ミヤギ ハナコ 宮城 花子	取締役専務（常勤）		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">更新の場合は既に受けている登録番号を記載する。（新規の場合は記載不要）</div>				
申請時において既に受けている登録	宮城県知事（登-△△）第○○○号（令和△△年××月××日登録）						

選任した技術管理者をすべて記載する

(裏面)

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		小 松 太 郎 大 杉 次 郎	
営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -	
ホンシャ 本 社		宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 郵便番号（980-8570） 電話（022）211-0000	
<p>・県内外を問わず解体工事業を営む全ての営業所について記載する</p> <p>・個人で屋号がある場合は記載する</p> <p>・フリガナも記載する</p>		東京都八王子市0000 郵便番号（000-●●●●） 電話番号（000）000-0000	
未成年者である場合の法定代理人	法定代理人が個人である場合	フリガナ 氏 名	
		住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -
	法定代理人が法人である場合	フリガナ 商号又は名称	
		住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -
		フリガナ 役員の氏名	役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	
岩手県知事（登-00）第●●●号 福島県知事		申請時点で他の都道府県で登録を受けている場合に記載する。 申請中の場合は都道府県名のみ記載する。	

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

記載例

別記様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

法人の場合は代表者
個人の場合は本人（屋号は不可）

令和3年6月1日

申請者 株式会社 みやぎ解体
代表取締役 宮城 太郎

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩 殿

記載例

別記様式第3号（第4条関係）

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和3年6月1日

仙台市青葉区〇〇〇

証明者

株式会社 仙台建設

代表取締役 仙台 太郎

実際に雇用されていた期間を記載する

解体工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を記載する

技術管理者の氏名	小松 太郎	生年月日	昭和44年7月28日	使用された期間	平成 8年 4月から
使用者の商号又は名称	株式会社 仙台建設				令和 2年 3月まで
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	「阿部邸解体工事」木造建築物の解体			外 8件	平成23年4月から平成24年3月まで
〃	「有限会社佐藤工業所解体工事」木造建築物の解体			外 12件	平成24年4月から平成25年3月まで
〃	「栗原工場解体工事」鉄筋構造物の解体			外 15件	平成25年4月から平成26年3月まで
工事班長	「伊藤タワー解体工事」鉄骨構造物の解体			外 6件	平成26年4月から平成27年3月まで
〃	「浅野ホテル解体工事」SRC構造物の解体			外 7件	平成27年4月から平成28年3月まで
〃	「阿部邸解体工事」木造建築物の解体			外 23件	平成28年4月から平成29年3月まで
土木解体課長	「鈴木ビル解体工事」SRC構造物の解体			外 5件	平成29年4月から平成30年3月まで
〃	「菅原工場解体工事」木造建築物の解体			外 15件	平成30年4月から平成31年3月まで
〃	「佐々木邸解体工事」木造建築物の解体			外 5件	平成31年4月から令和 2年3月まで
使用者の証明を得ることができない場合	その理由	解体工事に関する実務経験について記載する。工事が切れ目なく続く場合には、他〇件と記載して、1年を1行にまとめて記載する。			合計 満 9年 月
					証明者と被証明者の関係

-14-

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

本人が証明する場合には、その理由を記載する
※別途書類を提出していただく場合がありますので、事前にご相談ください。
 (例)：平成〇年〇月〇日法人解散のため
 自営業のため（更新申請の場合に限る）

実務経験として記載された各期間の合計年数を記載する
 ※「使用された期間」の合計年数ではないので注意

該当しないものを二重線で消す

記載例（法人の場合の「法人の役員」の記載例）

別記様式第4号（第4条関係）

登録申請者 法人の役員
~~本人~~
~~法定代理人~~
法定代理人の役員 の調書

現住所	郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 宮城県仙台市宮城野区〇〇 〇〇-〇〇			電話番号 (022) 〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ 商号、名称又は氏名	シヤギ 伊吹 宮城 一郎	生年月日	昭和58年 8月 3日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		な し		
上記のとおり相違ありません。 令和3年6月1日				
氏名 宮 城 一 郎				

備 考

- 1 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

署名も要しません。

該当しないものを二重線で消す

記載例 (法人の場合の「本人」の記載例)

別記様式第4号 (第4条関係)

登録申請者 法人の役員
本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~ の調書

現住所	郵便番号 (980-8570) 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1			電話番号 (022) 211-0000
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシカイシャ ミヤギカイ 株式会社 みやぎ解体	生年月日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		な し		
<p>上記のとおり相違ありません。 令和3年6月1日</p> <p style="text-align: right;">株式会社 みやぎ解体 氏名 代表取締役 宮城 太郎</p>				

備 考

- 1 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

記載例（個人の場合の「本人」の記載例）

別記様式第4号（第4条関係）

該当しないものを二重線で消す

登録申請者 { ~~法人の役員~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~ } の調書

現住所	郵便番号 (981-0000) 宮城県仙台市青葉区 ●●● △△-△△			電話番号 (022) ●●●-0000
フリガナ 商号、名称又は氏名	ミヤギ 一 男 宮城 一 男	生年月日	昭和58年 4月21日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		な し		
上記のとおり相違ありません。 令和3年6月1日				
氏名 宮 城 一 男				

備 考

- 1 { ~~法人の役員~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~ } については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

記載例

別記様式第6号（第6条関係）

解体工事業登録事項変更届出書			
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
「届出者」欄を記載する際は、P.10の「申請者」欄を参照のこと		届出者	令和3年10月20日 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 株式会社 みやぎ解体 代表取締役 宮城 太郎
宮城県知事 村井 嘉浩 殿			
フリガナ 商号、名称又は氏名	カギシカ イヤ ミヤギカタイ 株式会社 みやぎ解体		
住 所	郵便番号（980-8570） 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話番号（022）211-0000		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ミヤギ タロウ 宮城 太郎		既に受けている登録番号を記入する
登録番号	宮城県知事（登-△△）第○○○号		
登録年月日	令和 △ △ 年 × × 月 × × 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
役員の氏名 (退任と就任)	ミヤギ 一 郎 宮城 一 郎 取締役常務（常勤）	ミカ サブ 郎 三 鷹 三 郎 取締役常務（常勤）	令和3年10月1日
技術管理者の氏名 (交代)	小 松 太 郎	堀 江 武 志	令和3年10月1日
営業所の名称	八王子支社	東京支店	令和3年10月1日
営業所の所在地	東京都八王子市 ○○○○ 〒○○○-○○○○ TEL (○○)○○○○- ○○○○	東京都港区○○ ○○-○○ 〒○○○-○○○○ TEL (○○)○○○○- ○○○○	令和3年10月1日

変更部分分かるように、
対比させて記載する

記載例

別記様式第7号（第8条関係）

← 35 cm 以上 →

解体工事業者登録票

商号、名称又は氏名	株式会社 みやぎ解体
法人である場合の 代表者の氏名	宮城太郎
登録番号	宮城県知事（登-△△）第○○○号
登録年月日	令和○○年××月××日
技術管理者の氏名	小松太郎

25 cm
以上

-19-

備考

技術管理者の氏名は、解体工事現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

記載例

別記様式第8号（第9条関係）

注文者の氏名又は名称	株式会社 東北宮城
注文者の住所	郵便番号（980—●●●●） 宮城県仙台市青葉区○○○—○—○ 電話番号（022）○○○—●●●●
施工場所	宮城県仙台市泉区○○○—○○
着工年月日及び竣工年月日	自 令和 3年 8月 1日 至 令和 8年 9月 30日
工事請負金額	○, ○○○, ○○○円
当該工事に係る 技術管理者の氏名	小 松 太 郎

記載要領

1 解体工事業登録申請書 [様式第1号]

(表面)

- ① 「登録の種類」の欄は、新規申請か更新申請かを区分するものです。該当しない方を二重線で消してください。
- ② 「登録番号」「登録年月日」欄には何も記載しないでください。
- ③ 申請者欄には、個人の場合は申請者本人の氏名を、法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記入してください。
- ④ 「商号、名称又は氏名」の欄には、法人の場合は法人名を個人の場合は本人の氏名を記載してください。なお、必ずフリガナを記載してください。
- ⑤ 「住所」の欄には、法人の場合は主たる営業所（本社等）を、個人の場合は本人の住所を記載してください。
- ⑥ 「法人である場合のフリガナ代表者の氏名」の欄は、法人の場合に法人の代表者の氏名とフリガナを記載してください。個人の場合は記載不要です。
- ⑦ 「法人である場合の役員の氏名及び役名等」の欄は、法人の場合に、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名を記載してください。なお、氏名についてはフリガナを記載してください。個人の場合は記載不要です。
- ⑧ 「申請時において既に受けている登録」欄は、更新申請する場合のみ記載が必要です。新規申請の場合は記載不要です。

(裏面)

- ⑨ 「法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名」欄は、技術管理者の要件に該当した方の氏名を記載してください。
- ⑩ 「営業所の名称及び所在地」欄には、全ての営業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号を記載してください。なお、営業所は県内外を問わず記載し、名称にはフリガナも記載してください。
- ⑪ 「未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」欄には、申請者が未成年の場合に、法定代理人の氏名、住所を記載してください。なお、氏名にはフリガナも記載してください。
- ⑫ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄は、登録申請時に他都道府県知事の登録がある場合に記載してください。登録がない場合は記載不要です。

2 誓約書 [様式第2号]

- ① 誓約書は、登録申請者、その役員及び法定代理人（法人の場合は当該法人及びその役員）が登録拒否事由に該当していないことを誓約するものです。

- ② 誓約書には、申請書を提出する年月日、申請者（法人の場合は代表者）の氏名を記載してください。登録の申請者は法人の場合は代表者、個人の場合は本人です。なお、申請者が未成年者である場合には、法定代理人の方の誓約書も必要です。
- ③ 誓約書は、登録を受けようとする都道府県知事あてに提出されるものであるため、宮城県知事名を記載してください。

3 実務経験証明書 [様式第3号]

- ① 実務経験証明書は、選任した技術管理者が必要な実務経験を有していることを証明するものです。なお、実務経験ではない資格（1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等）による申請等の場合は必要ありません。別途資格証等が必要になります。
- ② 「実務の経験」とは、解体工事に関する技術上の経験を言います。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験です。解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含まれます。ただし、解体現場の雑務、事務等については含みません。
- ③ 「証明者」の欄は、技術管理者の経験を証明する方の住所・氏名を記載します。原則として、技術管理者の使用者となります。使用者が証明できない場合は、「使用者の証明を得ることができない場合」欄に記載の上、実務経験を証明できる方（当時在籍していた会社の上司等）に証明してもらうこともできます。また場合によっては、**申請者本人が自己証明をすることも可能ですが、別途書類を提出していただく場合がありますので、使用人以外の方が証明する場合には、事前にご相談ください。**
- ④ 「技術管理者の氏名」欄には、証明される技術者名を記載し、当該技術者の生年月日を「生年月日」欄に記載してください。
- ⑤ 「使用者の商号又は名称」欄は、当該技術者が、経験を得たときの使用者の商号又は名称を記載してください。
- ⑥ 実務経験該当時期に、どのような実務経験を行ったのかを「実務経験の内容欄」に記載し、その年数を「実務経験年数」欄に記載してください。なお、経験期間が重複している場合には、二重計算されません。
- ⑦ 「証明者と被証明者との関係」欄については、証明者から見た被証明者との関係を記載して下さい。（「社員」等）
- ⑧ 所定の用紙に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。

4 登録申請者の調書 [様式第4号]

- ① 「登録申請者の調書」は、法人で申請する場合は、法人自体の調書と法人の役員全員の調書が必要です。個人で申請する場合は、本人の調書が必要です。申請者が未成年者の場合は、法定代理人の調書が必要です。

- ② 「

法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員

」の調書欄は、それぞれ対応するもの以外の3つを二重線で消してください。
- ③ 「現住所」「商号、名称又は氏名」「生年月日」欄については、それぞれ調書を記そうとする方について記載してください。
- ④ 「賞罰」の欄は、解体工事業等に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記載します。該当する賞罰がない場合には、「なし」と記載します。

5 解体工事業登録事項変更届出書〔様式第6号〕

- ① 登録後、登録事項に変更があった場合に提出してください。
- ② 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者の氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄については、それぞれ該当する事項を記載してください。
- ③ 「変更に係る事項」欄は、変更があった事項について記載してください。
- ④ 「変更前」「変更後」欄は、変更部分が分かるように対比させて記載してください。
- ⑤ 「変更年月日」欄は、変更があった日を記載して下さい。

6 解体工事業者登録票（標識）〔様式第7号〕

- ① 登録後は、登録票（標識）を解体工事業者の営業所及び解体工事現場の全てに掲げなければなりません。
- ② 登録票は、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上の大きさが必要です。
- ③ 「商号、名称又は氏名」「法人である場合の代表者の氏名」「登録番号」「登録年月日」「技術管理者の氏名」欄は、それぞれ該当する事項を記載してください。
- ④ 「技術管理者の氏名」欄は、営業所に登録票を掲げる場合には登録した技術管理者のうち1名を、解体工事現場に掲げる場合には当該現場を担当する技術管理者を記載してください。

7 帳簿〔様式第8号〕

- ① 帳簿は、解体工事1件ごとに記載し、整備、保存しておく必要があります。
- ② 「注文者の氏名又は名称」「注文者の住所」「施工場所」「着工年月日及び竣工年月日」「工事請負金額」「当該工事に係る技術管理者の氏名」欄、それぞれに該当する事項を記載してください。

登録申請書提出先（問い合わせ先）

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班（県庁8階南側）

電話： 022-211-3116

FAX： 022-211-3292

URL： <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>